

健全化判断比率の状況

■「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成19年度決算から、4つの指標の算定及び公表が義務付けられています。

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実質赤字比率(%)	－	－	－	－	－	－	－	－
②連結実質赤字比率(%)	－	－	－	－	－	－	－	－
③実質公債費比率(%)	7.2	5.7	5.3	5.4	5.3	5.7	6.3	6.6
④将来負担比率(%)	－	－	－	－	－	17.6	13.7	12.6

4つの指標の説明(地方公共団体の財政の健全度を示す指標)

①実質赤字比率	普通会計において、「歳入額から歳出額を引いた額」を標準財政規模で割った比率。 赤字か黒字を示すもので、黒字の場合は「-」で表示される。
②連結実質赤字比率	「普通会計」と「公営企業会計」など全ての「特別会計」を含めた「全会計」の「赤字額の計」から「黒字額の計」を差し引いた額を 標準財政規模で割った比率。 地方公共団体全体として赤字か黒字かを示すもので、黒字の場合は「-」で表示される。
③実質公債費比率	地方債の償還額に加えて、「公営企業会計」や「一部事務組合、広域連合」の地方債償還に充てた支出も含めた「公債費負担」を 標準財政規模で割った比率。 公債費の負担の重さを示すもので率が低いほどよい。
④将来負担比率	地方債残高のほか、「公営企業会計」や「一部事務組合、広域連合」、さらに「土地開発公社」、「第三セクター」に対する債務も含めた 「各団体が背負っている実質的な債務」を標準財政規模を基本とする額で割った比率。 将来的な負担の重さを示すもので率が低いほどよい。

き

	実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質公債費 比率	将来負担比率
早期健全化基準(%)	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準(%)	20.00	30.00	35.0	-

●標準財政規模

「標準税収入額＋普通地方交付税額＋地方譲与税額＋交通安全
対策特別交付金額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。
標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさを示す。

※早期健全化基準は4つの指標ごとに設置され、どれか一つでも基準を超えれば早期健全化団体となり、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定めなければならない。

※財政再生基準は3つの指標ごとに設置され、どれか一つでも基準を超えれば財政再生団体となり、議会の議決を経て「財政再生計画」を定めなければならない。
財政再生団体は、財政再生計画について国の同意を得なければ、地方債を発行することができなくなる。

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
203858	長野県	南箕輪村	－	－	6.6	12.6

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	4,233,625	227,163	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

団体名

長野県南箕輪村

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	311,468	7.4
小 計		311,468	7.4
標準財政規模		4,233,625	100.0
実質赤字比率（％）		-7.35	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	1,952	0.0
	介護保険事業特別会計	62,395	1.5
	後期高齢者医療特別会計	2,507	0.1

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は**負の値**で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	下水道事業会計	-13,164	-0.3
	水道事業会計	743,736	17.6
法 非 適 用 企 業			
合 計		1,108,894	26.2
標準財政規模(再掲)		4,233,625	100.0
連結実質赤字比率（％）		-26.19	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和元年度決算)

Ver.01.00

団体名 長野県南箕輪村

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
平成29年度	411,761			296,701	118,180	4,310			304,043	264,956	20,991
平成30年度	456,582			267,793	129,803	4,237	6	49	304,703	277,516	19,693
令和元年度	458,355			271,049	96,469	1,442		50	310,264	281,673	19,620

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成29年度	2,475,459	1,352,080	272,126
平成30年度	2,618,733	1,316,838	265,878
令和元年度	2,628,548	1,377,914	227,163

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
平成29年度	6.86565
平成30年度	7.12481
令和元年度	5.95538

実質公債費比率 (3カ年平均)
6.6

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの(省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金(省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料(省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助(省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出(省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの(省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の(政令第12条第 4号)	
平成29年度					4,310					
平成30年度					4,237					
令和元年度					1,442					

総括表④ 将来負担比率の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

団体名 長野県南箕輪村

将来負担額

(単位:千円)

(分母比)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
5,450,596	1,442	2,640,375	836,359	764,902	690,657	0	690,657	0	0	0	0

151

0

73

23

21

19

19

充当可能財源等

(単位:千円)

(分母比)

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
3,110,494	21,250	0	6,794,584

86

1

188

将来負担額 A
10,384,331

287

—

充当可能財源等 B
9,926,328

274

=

A − B
458,003

13

=

将来負担比率 (%)
12.6

標準財政規模 C
4,233,625

117

—

算入公債費等の額 D
611,557

17

C − D
3,622,068

100